

○厚木市情報公開審査会規則

平成 4 年 3 月 31 日

規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号。以下「条例」という。）第21条第 7 項、第 8 項及び第10項の規定に基づき、厚木市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(平14規則 7 ・平17規則14・平28規則11・令 4 規則38・一部改正)

(会長等)

第 2 条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平17規則14・旧第 3 条繰上、令 4 規則38・一部改正)

(会議)

第 3 条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平17規則14・旧第 4 条繰上)

(部会)

第 4 条 条例第20条第 1 項の規定による諮問に関する事項について調査審議するため、審査会に部会を置く。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。

(令4規則38・追加)

(議決)

第5条 審査会は、条例第21条第8項の規定により部会の議決をもって審査会の議決とするときは、あらかじめその旨の議決を行うものとする。

(令4規則38・追加)

(審査会提出資料等の閲覧)

第6条 条例第24条第2項の規定による閲覧の請求は、情報公開審査会提出資料等閲覧請求書により行わなければならない。

(平28規則11・追加、令4規則38・旧第4条繰下)

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、情報公開主管課において処理する。

(平14規則7・旧第6条繰上・一部改正、平17規則14・旧第5条繰上、平28規則11・旧第4条繰下、令4規則38・旧第5条繰下)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(平14規則7・旧第7条繰上、平17規則14・旧第6条繰上、平28規則11・旧第5条繰下、令4規則38・旧第6条繰下)

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号。以下「情報公開条例」という。）附則第7項の規定により、審査会の委員として委嘱されたとみなされた者の任期は、この規則による改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、情報公開条例附則第2項の規定による廃止前の厚木市公文書公開条例（平成4年厚木市条例第3号）第13条第4項の規定により委嘱された者の残任期間と同一の期間とする。

3 この規則の施行の際現に従前の厚木市公文書公開審査会の会長である者は、この規則の施行日に、この規則による改正後の第3条第1項の規定により厚木市情報公開審査会の会長として定められたものとみなす。

附 則（平成17年規則第14号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第11号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第38号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。